

# 温室効果ガス排出量検証報告書

エア・ウォーター株式会社 御中

## 1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、エア・ウォーター株式会社が作成した「Scope1、2 算定報告書」、「6.5 ガス算定報告書」(以下、「算定報告書」という。)に記載された2024年度の温室効果ガス(GHG)排出量及びエネルギー使用量が、同社により作成された「温室効果ガス(Scope1、2)排出量算定手順書(2025年3月1日改訂)」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024年度とは、2024年4月1日~2025年3月31日までの期間をいう。

検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社のGHG排出量及びエネルギー使用量の算定の信頼性をより高めることにある。

## 2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」及び「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲はScope1、2(ロケーション基準及びマーケット基準)のGHG排出量(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、NF<sub>3</sub>、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>)及びエネルギー使用量とした。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、エア・ウォーター株式会社及びグループ連結子会社(国内755事業所、海外62事業所)とした。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括検証を実施したのち、サンプリングによりScope1、2及びエネルギー使用量を、エア・ウォーター(株) インダストリアルガスユニット 宇都宮工場、(株)FILWEL 防府工場、九州工業ガス(株)、タテホ化学工業(株) 赤穂工場、エア・ウォーター・グリーンデザイン(株) 大阪工場、亀山液酸(株)の国内6拠点にて現地検証を行った。現地検証では、各拠点における算定対象範囲、排出源、モニタリングポイント及び算定・集計体制の確認、活動量及び排出量データについては根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点及び拠点数の決定はエア・ウォーター株式会社が行った。

## 3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書のGHG排出量及びエネルギー使用量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

## 4. 留意事項

算定報告書の作成責任はエア・ウォーター株式会社にあり、GHG排出量及びエネルギー使用量の検証の結論に関する責任は当機構にある。エア・ウォーター株式会社と当機構の間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純 男

